

株 主 各 位

兵庫県高砂市曾根町2257番地の1

株式会社 ソネック

代表取締役社長 福 島 孝 一

第81期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第81期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいませ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年6月24日（木曜日）当社営業時間終了の時（午後5時）までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|---|
| 1. 日 時 | 2021年6月25日（金曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 兵庫県高砂市曾根町2257番地の1
当社本店3階会議室 |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第81期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第81期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 |
| 決 議 事 項 | |
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役6名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役1名選任の件 |
| 第4号議案 | 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件 |

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎当日は、当社では軽装（クールビズ）にて対応させていただきますのでご了承ください。
 - ◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.sonec-const.co.jp/>)に掲載させていただきます。
 - ◎新型コロナウイルスの感染拡大が懸念されております。株主総会へのご出席に際しましては、ご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用など感染予防にご配慮いただきますようお願い申し上げます。また、事前に書面によって議決権をご行使いただき、当日のご来場を見合わせていただくことも含めご検討いただきますようお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルスの影響による経済活動の抑制から個人消費関連は低水準で推移する一方、日経平均株価は上昇し、財輸出の増加を背景に輸送用機械や生産用機械は生産拡大されるなど、業種により景況感の二極化が大きく進みました。

建設業界におきましては、国土強靱化のための緊急対策工事は堅調に推移していますが、民間工事については案件の発注先送りや計画の見直しに伴う受注機会の喪失も発生しております。一方、運輸業界におきましては、個人宅配が大幅に増加し一般貨物輸送は好調な荷動きとなりましたが、資材関連の輸送受注は低迷いたしました。

このような状況の下で、当企業グループは主力たる建設事業について、採算面の確保にも努力しつつ、受注獲得に全社をあげて邁進してまいりました。

この結果、当連結会計年度における建設事業の受注高は、前期比9.6%増の171億86百万円となりました。

売上高につきましては、運輸事業は前年比減の輸送量となりましたが、建設事業は期首繰越工事、当期受注工事ともに施工進捗は順調に推移しました。その結果、売上高は前期比2.8%増の162億98百万円となりました。

一方、利益につきましては、運輸事業では減益となったものの、建設事業において完成工事総利益率が前期比2.4ポイント改善したため、当連結会計年度の営業利益は前期比4億6百万円増の12億12百万円、経常利益は前期比4億6百万円増の12億69百万円、親会社株主に帰属する当期純利益につきましても前期比3億26百万円増の8億66百万円となりました。

事業別の業績は次のとおりであります。

建設事業

建設事業の受注高171億86百万円の工事別内訳は、建築工事が79.0%、土木工事が21.0%、発注者別内訳では、官公庁工事が20.3%、民間工事が79.7%となりました。

完成工事高は、前期比2.9%増の160億91百万円となりました。その工事別内訳は、建築工事が91.6%、土木工事が8.4%、発注者別内訳では、官公庁工事が11.6%、民間工事が88.4%であります。

次に、完成工事総利益につきましては、前期比31.8%増の17億47百万円となりました。

運輸事業

運輸事業の売上高は、前期比7.2%減の2億7百万円となりました。また、運輸事業総利益は、前期比30.6%減の33百万円となりました。

当連結会計年度における事業別の受注高・売上高・繰越高は、次のとおりであります。

受注高・売上高・繰越高

(単位：百万円)

区	分	前連結会計年度 繰越高	当連結会計年度 受注高	当連結会計年度 売上高	次連結会計年度 繰越高
建設事業	建築	13,446	13,573	14,741	12,278
	土木	337	3,612	1,349	2,600
	計	13,783	17,186	16,091	14,878
運輸事業		—	—	207	—
合計		13,783	17,186	16,298	14,878

- ② 設備投資及び資金調達の状況
特記すべき事項はありません。

(2) 対処すべき課題

建設事業を取り巻く環境は、公共投資、民間設備投資の堅調な推移が期待されますが、建設従事者の不足や資材価格などの建設コストのさらなる上昇が懸念されるなど、引き続き厳しい状況が続くものと思われまます。

当社では、顧客満足度No.1企業を目指して、施工の品質管理向上に努めるとともに、外部環境の変化やお客様のニーズを的確に捉えビジネスチャンスに繋げていけるよう、全社一丸となって努力してまいります。

また、当社の将来を担う人材の確保と育成に向け、若手技術社員の早期戦力化など社員の資質向上を目指すとともに、働き方改革の推進とやりがいのある職場の提供に取り組んでまいります。

建設事業におきましては、受注の拡大、収益の確保に向け、営業エリアの拡大、既存顧客・見込客への深耕営業の展開と成長期待分野への参画を強化するとともに、施工の現場管理体制の効率化による生産性向上を進め、企業価値向上を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも、当社事業に対して、なお一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第78期 (2018年3月期)	第79期 (2019年3月期)	第80期 (2020年3月期)	第81期 (当連結会計年度) (2021年3月期)
受 注 高	14,876	19,300	15,679	17,186
売 上 高	13,880	14,943	15,856	16,298
経 常 利 益	851	913	863	1,269
親会社株主に帰属する 当期純利益	592	630	539	866
1株当たり当期純利益	80円75銭	85円89銭	73円59銭	118円17銭
総 資 産	11,124	11,192	11,294	11,257
純 資 産	5,957	6,430	6,763	7,596

(注) 1株当たり当期純利益の金額は、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

(4) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
ケミカル運輸株式会社	50百万円	100%	一般貨物自動車運送 及び貨物運送取扱事業
株式会社SUKOYAKA	40百万円	100%	メンテナンス事業及び建設事業等

(5) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

会 社 名	事 業	事 業 の 内 容
当 社	建設事業	建築、土木並びにこれらに関連する事業
	不動産事業	不動産の賃貸及び仲介事業
ケミカル運輸株式会社	運輸事業	一般貨物自動車運送及び貨物運送取扱事業
株式会社SUKOYAKA	建設事業	メンテナンス事業及び建設事業等

(6) 主要な営業所 (2021年3月31日現在)

会社名	営業所	
当 社	本 社	兵庫県高砂市
	支 店	名古屋支店 (名古屋市) 大阪支店 (大阪市) 神戸支店 (神戸市) 姫路支店 (兵庫県姫路市)
	営 業 所	東京営業所 (東京都葛飾区)
ケミカル運輸株式会社	本 社	兵庫県高砂市
	営 業 所	山口営業所 (山口県熊毛郡平生町)
株式会社SUKOYAKA	本 社	兵庫県神戸市

(7) 使用人の状況 (2021年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
119 (29) 名	5名減 (増減なし)

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
104 (25) 名	6名減 (4名減)	41.9歳	15.4年

(注) 1. 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 平均年齢及び平均勤続年数は、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2021年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 26,000,000株
- ② 発行済株式の総数 7,335,415株 (自己株式164,585株を除く。)
- ③ 株主数 4,311名
- ④ 大株主 (上位11名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
富士京不動産株式会社	2,613	35.62
ソネック取引先持株会	738	10.06
ソネック社員持株会	304	4.15
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社(信託口)	168	2.30
株式会社みなと銀行	100	1.36
株式会社三井住友銀行	100	1.36
渡 邊 弘	89	1.21
株式会社海老名組	85	1.16
株式会社日本カストディ 銀行(信託口)	84	1.15
山 本 組 子	80	1.09
ヤング開発株式会社	80	1.09

- (注) 1. 当社は、自己株式を164,585株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の氏名等（2021年3月31日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
渡辺 健一	取締役相談役	—
福島 孝一	代表取締役社長	—
清水 省己	取締役（経営管理部長）	—
高島 理	取締役（子会社担当）	—
山本 貴弘	取締役（営業部長）	—
上甲 晃	取締役	—
稲田 豊	取締役	—
原 修一	常勤監査役	—
久 英之	監査役	—
小野 邦久	監査役	—
尾野 俊二	監査役	—

(注) 1. 取締役 上甲晃氏及び稲田豊氏は、社外取締役であります。

2. 監査役 久英之氏、小野邦久氏及び尾野俊二氏は、社外監査役であります。

3. 当社は、取締役 上甲晃氏及び稲田豊氏、監査役 尾野俊二氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

4. 常勤監査役 原修一氏は、長年当社の経理業務を担当しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

区 分	報酬等の 総 額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の数
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	43,482千円 (3,491千円)	43,482千円 (3,491千円)	— (—)	— (—)	8名 (2名)
監査役 (うち社外監査役)	11,773千円 (4,923千円)	11,773千円 (4,923千円)	— (—)	— (—)	4名 (3名)
合 計	55,255千円	55,255千円	—	—	12名

(注) 1. 上表には、2020年6月25日開催の第80期定時株主総会の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。

2. 取締役の報酬限度額は、2005年6月29日開催の第65期定時株主総会において、年額100,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、4名です。

また、同枠範囲内で、2014年6月25日開催の第74期定時株主総会において、ストックオプション報酬額として年額6,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名です。

3. 監査役の報酬限度額は、1991年6月21日開催の第51期定時株主総会において、年額50,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、2名です。

また、同枠範囲内で、2014年6月25日開催の第74期定時株主総会において、ストックオプション報酬額として年額6,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名です。

4. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

5. 支給額には、当事業年度に係る以下の役員退職慰労引当金繰入額が含まれております。

取締役	6,204千円（うち社外取締役 211千円）
監査役	913千円（うち社外監査役 363千円）

6. 上記のほか、2020年6月25日開催の第80期定時株主総会の決議に基づき、退職慰労金を以下のとおり支給しております。

取締役	1名	1,608千円
-----	----	---------

7. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月10日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、代表取締役福島孝一に対し各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

なお、委任された内容の決定にあたっては、取締役会が当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等に内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

イ. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう、また業績との連動を強化し、株主利益も勘案した報酬体系とし、個々の取締役の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬のみの構成とする。

ロ. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準も考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

ハ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき代表取締役社長がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の業績・経営貢献度を踏まえた基本報酬の額とする。上記の委任を受けた代表取締役社長は、適切に行使し決定しなければならないこととする。

④ 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び社外取締役として期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 上 甲 晃	当事業年度に開催された取締役会7回の全てに出席いたしました。出席した取締役会において、企業経営及び人材育成についての豊富な経験と幅広い見識に基づき適宜発言し、経営の監督と経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。
取締役 稲 田 豊	当事業年度に開催された取締役会7回の全てに出席いたしました。出席した取締役会において、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき適宜発言し、経営の監督と経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。
監査役 久 英 之	当事業年度に開催された取締役会7回の全てに、また、監査役会7回の全てに出席いたしました。出席した取締役会において、法令遵守の観点から常に注意喚起の発言をいたしております。また、監査役会においても、他の監査役が行った監査について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外監査役の立場から意見を述べております。
監査役 小 野 邦 久	当事業年度に開催された取締役会7回の全てに、また、監査役会7回の全てに出席いたしました。出席した取締役会において、法令遵守の観点から常に注意喚起の発言をいたしております。また、監査役会においても、他の監査役が行った監査について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外監査役の立場から意見を述べております。
監査役 尾 野 俊 二	当事業年度に開催された取締役会7回の全てに、また、監査役会7回の全てに出席いたしました。出席した取締役会において、法令遵守の観点から常に注意喚起の発言をいたしております。また、監査役会においても、他の監査役が行った監査について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外監査役の立場から意見を述べております。

(4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称 有限責任監査法人 トーマツ

② 報酬等の額

	支 払 額
イ. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20,600千円
ロ. 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24,500千円

(注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく会計監査人の監査と金融商品取引法に基づく監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記イ.の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 非監査業務の内容

当社は有限責任監査法人トーマツに対し、新収益認識基準導入に係る助言業務契約に対する報酬を支払っております。

3. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

- ① 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 当社及び当社子会社では、「企業グループ行動規範」の指針に沿って具体的な管理規程を設け、規程を遵守することで取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合する体制を確保する。
 - ロ. 代表取締役社長は、取締役会を自由、闊達を旨として運営し、取締役、監査役の意見を十分聴取して決議を図るなど、取締役会に求められている機能を最大限活用する。
 - ハ. 取締役会は、取締役会付議・同報告基準及びその他の社内規程を整備し、各取締役はそれらの規程に則り業務を執行し、必要に応じて取締役会に議案を諮り、又は報告すべき事項を適時、適切に報告する。
 - ニ. 社内規程の整備により、各部門、各職位における業務分掌と各職位に応じた責任と権限を明確にし、併せて、部門間、職位間の相互牽制機能が働く制度を確立することにより、法令及び定款に適合する体制を構築する。
 - ホ. 内部監査部門が社内規程、関連法令等の遵守状況を定期的に、又は必要に応じて監査し、問題があれば取締役会で検討のうえ是正措置を講じる。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - イ. 取締役会資料、その他職務執行に係る重要な情報は、文書管理規程に基づき文書又は電磁的媒体（以下「文書等」という。）に記録し保存する。
 - ロ. 取締役及び監査役は、必要に応じこれらの文書等を閲覧できる体制にする。
- ③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ. 法令違反リスクについては、行動規範及び営業活動遵守基準を制定し、規程の遵守を徹底させることによりリスク発生の防止に努める。
 - ロ. 業務遂行上の想定されるリスクについては、業務関連規程で対応策を定め、規程を遵守することにより各種リスク発生の事前防止とリスク発生時の損失最小化に努める。
 - ハ. 突発的なリスクの発生時又は発生のおそれがあるときは、取締役会で対応責任者となる取締役を定め、速やかに対応措置を講じるものとする。

- ニ. 監査室は、当社及び当社子会社に対する年間監査計画に基づき業務監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ. 重要事項の決定には、その都度取締役会を開催し十分な議論を尽くしたうえで決議することにより、重要事項の経営判断について、多面的な検証と迅速な意思決定を行う。
 - ロ. 執行役員制度を採用し、取締役会の活性化と業務執行機能の強化を図る。
 - ハ. 予算管理制度により各部門の業務執行が効率的に行われる体制を構築し、取締役会が予算・実績を月次で管理することにより、その進捗状況を検証し、必要に応じて改善策を実施する。
- ⑤ 当企業グループにおける業務の適正を確保するための体制
 - イ. 子会社の経営については自主性を尊重しつつも、定期的に事業内容を報告させるとともに、重要案件については当社と事前協議を行う体制とする。
 - ロ. 監査室は、子会社を担当する部署と十分な情報交換を行いつつ、子会社に対し業務監査を実施する。
- ⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人を求めた場合における、当該使用人及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - イ. 監査役がその職務を補助する使用人を求めた場合は、監査目的に必要な使用人を配置する。
 - ロ. 監査役の職務を補助すべき使用人の独立性については、監査室担当者は、その補助業務に関して監査役の指揮命令下で遂行することとし、人事異動、人事考課は監査役の同意を必要とすることにより、実効性及び独立性を確保する。
- ⑦ 当社及び当社子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、及び監査役への報告に関する体制
 - イ. 当社及び当社子会社の取締役及び使用人等は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実及び法令違反、定款違反があることを発見したときは、直ちに監査役に報告する。
 - ロ. 監査役に報告・情報提供を行った当社及び当社子会社の取締役及び使用人は、いかなる不利益な取扱いも受けない。

- ⑧ 当社監査役の職務の遂行について生ずる費用の処理に関する事項
監査役の職務を遂行するうえで必要な費用は会社が負担するものとし、その費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- ⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- イ. 財務報告の信頼性確保及び金融商品取引法に定める内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、内部統制システムの構築を行う。
 - ロ. 内部統制システムと金融商品取引法及びその他の関係法令等との適合性を確保するために、その仕組みを継続的に評価し必要な是正を行う。
- ⑩ 反社会的勢力排除に向けた体制
- イ. 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした姿勢で組織的に対応する。
 - ロ. 反社会的勢力による不当要求事案等の発生時は、経営管理部を対応総括部署とし、警察等関連機関とも連携して対応する。

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、その基本方針に基づき具体的な取組みを行うとともに、内部統制システムの運用状況について重要な不備がないか断続的に評価しております。また、経営管理部及び監査室が中心となり、当社及び当社子会社の各部門に対して、内部統制システムの重要性と法令遵守に対する意識づけを行い、当企業グループ全体を統括、推進させております。

(注) 本事業報告は、金額及び株式数については表示単位未満の端数を切り捨てて表示しており、比率については表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	9,605,579	流 動 負 債	3,426,478
現 金 預 金	4,230,645	支払手形・工事未払金等	2,245,752
受取手形・完成工事未収入金等	5,230,553	未 払 法 人 税 等	303,116
未 成 工 事 支 出 金	19,071	未 成 工 事 受 入 金	335,250
材 料 貯 蔵 品	1,376	完 成 工 事 補 償 引 当 金	32,000
そ の 他	168,182	賞 与 引 当 金	57,300
貸 倒 引 当 金	△44,250	そ の 他	453,058
固 定 資 産	1,652,291	固 定 負 債	234,637
有 形 固 定 資 産	1,023,943	役員退職慰労引当金	49,811
建 物 ・ 構 築 物	114,028	退 職 給 付 に 係 る 負 債	170,614
機 械 ・ 運 搬 具 ・ 工 具 器 具 備 品	47,379	そ の 他	14,210
土 地	862,534	負 債 合 計	3,661,115
無 形 固 定 資 産	23,207	純 資 産 の 部	
投 資 そ の 他 の 資 産	605,140	株 主 資 本	7,462,600
投 資 有 価 証 券	394,595	資 本 金	723,000
会 員 権	103,319	資 本 剰 余 金	477,001
繰 延 税 金 資 産	104,992	利 益 剰 余 金	6,345,702
そ の 他	48,394	自 己 株 式	△83,103
貸 倒 引 当 金	△46,160	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	134,154
資 産 合 計	11,257,870	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	134,154
		純 資 産 合 計	7,596,755
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	11,257,870

連結損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

売 上 高 完 成 工 事 高 運 輸 事 業 売 上 高 売 上 原 価 完 成 工 事 原 価 運 輸 事 業 売 上 原 価 売 上 総 利 益 完 成 工 事 総 利 益 運 輸 事 業 総 利 益 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 営 業 利 益 営 業 外 収 益 受 取 利 息 受 取 配 当 金 受 取 賃 貸 料 売 電 収 入 そ の 他 営 業 外 費 用 賃 貸 費 用 売 電 費 用 そ の 他 経 常 利 益 特 別 利 益 固 定 資 産 売 却 益 特 別 損 失 固 定 資 産 除 却 損 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 法 人 税 等 調 整 額 当 期 純 利 益 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	16,091,223 207,751 14,343,358 174,617 1,747,864 33,134 52 10,206 49,045 1,856 2,834 5,863 1,393 78 463 913 410,070 △8,076 866,791 866,791	16,298,974 14,517,975 1,780,999 568,424 1,212,575 63,996 7,335 1,269,235 463 913 1,268,786 401,994 866,791 866,791
---	--	---

連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

項 目	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	723,000	477,001	5,625,618	△83,103	6,742,516
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△146,708		△146,708
親会社株主に帰属する 当期純利益			866,791		866,791
自己株式の取得					—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	720,083	—	720,083
当 期 末 残 高	723,000	477,001	6,345,702	△83,103	7,462,600

項 目	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	21,034	21,034	6,763,551
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△146,708
親会社株主に帰属する 当期純利益			866,791
自己株式の取得			—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	113,120	113,120	113,120
当 期 変 動 額 合 計	113,120	113,120	833,203
当 期 末 残 高	134,154	134,154	7,596,755

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 2社
- ・連結子会社の名称 ケミカル運輸株式会社
株式会社 SUKOYAKA

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する事項

当連結会計年度において、株式会社 SUKOYAKA を新たに設立し、連結の範囲に含めておりません。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結会計年度末と一致しております。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

- ・ 其他有価証券

時価のあるもの

連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

ロ. たな卸資産

- ・ 未成工事支出金

個別法による原価法

- ・ 材料貯蔵品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 30～47年

- ロ. 無形固定資産
 - ・ 自社利用のソフトウェア社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。
- ③ 重要な引当金の計上基準
- イ. 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - ロ. 完成工事補償引当金
完成工事に係るかき担保の費用に備えるため、当連結会計年度の完成工事高に対する将来の見積補償額に基づいて計上しております。
 - ハ. 工事損失引当金
受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。
なお、当連結会計年度末手持工事のうち損失が見込まれる工事はありません。
 - ニ. 賞与引当金
従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
 - ホ. 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末の要支給額を計上しております。
- ④ その他連結計算書類の作成のための重要な事項
- イ. 退職給付に係る負債の計上基準
従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末の退職給付債務（簡便法による期末自己都合要支給額）を計上しております。
 - ロ. 完成工事高及び完成工事原価の計上基準
完成工事高の計上は、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。
 - ハ. 消費税等の会計処理
消費税等に相当する額の会計処理は、税抜方式によっております。
 - ニ. 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続
当社が構成員となっている特定建設工事共同企業体については、出資割合等に基づいて当社の会計に組み込む処理によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当連結会計年度から適用し、連結注記表に「3. 会計上の見積りに関する注記」を記載しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

工事進行基準による収益認識及び工事損失引当金

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

工事進行基準による完成工事高	15,805,002千円
工事損失引当金	－千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

イ. 算出方法

工事進行基準による完成工事高は、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる（工事収益総額、工事原価総額及び工事進捗度を信頼性をもって見積ることができる）工事について、工事進捗度に工事収益総額を乗じて計上しており、工事進捗度の見積りは、原価比例法により行っております。

また、工事損失引当金は、工事原価総額が工事収益総額を超過すると見込まれる場合に、その超過すると見込まれる額（工事損失）のうち、既に計上された損益の額を控除した残額を計上しております。

ロ. 主要な仮定

工事収益総額は、工事の設計変更等に対する対価の合意が契約書等によって適時に確定しない場合、指図を受けた変更工事等の内容に基づき対価の見積りを行っております。工事原価総額は、工事内容の変更や工事進捗に伴う個別のリスク要因等を考慮し見積りを行っております。これらの見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直しを行っております。

なお、新型コロナウイルス感染症に伴う影響は限定的であるものと見込んでおります。

ハ. 翌年度の連結計算書類に与える影響

当連結会計年度末の繰越工事高は14,878,731千円であり、主要な仮定に変動が生じた場合、翌連結会計年度の完成工事高や工事損失引当金の計上に影響を与える可能性があります。

(追加情報)

当企業グループは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対し、オフィスや作業所間で人員移動を極力避ける等の行動基準の策定、テレワーク等勤務体制の変更等、感染防止対策を徹底いたしました。その結果、当連結会計年度における新型コロナウイルス感染症の事業への影響は軽微となりました。次期連結会計年度につきましても新型コロナウイルス感染症の脅威は存在するものの、前期からの繰越工事と足元の受注状況等を考慮した結果、現時点では事業への影響は限定的と考えられ、当企業グループの業績は安定的に推移すると仮定しております。

このような一定の仮定のもと、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

現金預金 6,000千円

② 担保に係る債務

支払手形・工事未払金等 3,321千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 519,972千円

(3) 保証債務

下記の得意先の分譲マンション販売に係る手付金等受領額に対して、信用保証会社へ保証を行っております。

昭和住宅㈱ 417,450千円

(4) 偶発債務

当社は、2019年10月31日付（訴状送達日：2019年11月23日）で東日本高速道路株式会社から損害賠償金として2億554万8千円並びに遅延損害金の支払いを求める訴訟の提起を受けており、その後、2021年1月21日付で損害賠償金2億4,583万1千円並びに遅延損害金の支払いを求めるに変更する「訴えの変更申立書」が提出されております。

本件訴訟は、東日本高速道路株式会社が、当社に対し発注した遮音壁工事の透光性遮音板のひび割れについて、瑕疵担保に基づく損害賠償の支払いを要求したものであります。

当社は、訴訟におきまして、当社の正当性が受け容れられるよう主張していく方針であります。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末の株式数(株)
普通株式	7,500,000	—	—	7,500,000

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末の株式数(株)
普通株式	164,585	—	—	164,585

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月25日 定時株主総会	普通株式	146,708	20	2020年3月31日	2020年6月26日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	220,062	30	2021年3月31日	2021年6月28日

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当企業グループは、設備資金・運転資金ともに銀行等金融機関からの借入による調達を行っておりません。一時的な余資は安全性の高い短期的な預金などに限定して運用しております。

営業債権である受取手形・完成工事未収入金等は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、当社の受注管理規程に従い、取引先ごとに期日及び残高を管理し、回収懸念リスクの縮小化を図っております。

投資有価証券は主に、取引先企業ないしは取引銀行に関連する株式であります。上場株式については、毎月時価の把握を行い、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形・工事未払金等については、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であり、決済の流動性は確保されております。また連結売上高の最低10%相当以上の手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預金	4,230,645	4,230,645	—
(2) 受取手形・完成工事未収入金等	5,230,553	5,230,553	—
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	389,695	389,695	—
(4) 支払手形・工事未払金等	2,245,752	2,245,752	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金預金、(2) 受取手形・完成工事未収入金等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4) 支払手形・工事未払金等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 非上場株式(連結貸借対照表計上額4,900千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

7. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当企業グループは、兵庫県その他の地域において、賃貸用等の土地を所有しております。

2021年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は43,181千円（賃貸収益は営業外収益に、賃貸費用は営業外費用に計上）であります。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額			当連結会計年度末の時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
318,560	－	318,560	725,263

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

8. 1株当たり情報に関する注記

① 1株当たり純資産額 1,035円63銭

② 1株当たり当期純利益 118円17銭

(注) 上記の金額は、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

9. その他の注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部	負 債 の 部	
流 動 資 産 現 金 預 金 受 取 手 形 完成工事未収入金 未成工事支出金 材 料 貯 蔵 品 前 払 費 用 そ の 他 貸 倒 引 当 金 固 定 資 産 有 形 固 定 資 産 建 物 ・ 構 築 物 機 械 ・ 運 搬 具 工 具 器 具 ・ 備 品 土 地 無 形 固 定 資 産 投 資 そ の 他 の 資 産 投 資 有 価 証 券 関 係 会 社 株 式 繰 延 税 金 資 産 そ の 他 貸 倒 引 当 金 資 産 合 計	9,327,563 4,009,480 216,879 4,967,041 14,883 445 959 161,873 △44,000 1,712,501 1,000,078 114,028 10,516 12,998 862,534 22,839 689,583 394,595 90,000 99,534 151,613 △46,160 11,040,064	
	流 動 負 債 支 払 手 形 工 事 未 払 金 未 払 金 未 払 費 用 未 払 法 人 税 等 未 成 工 事 受 入 金 預 り 金 前 受 取 益 完成工事補償引当金 賞 与 引 当 金 そ の 他 固 定 負 債 退 職 給 付 引 当 金 役 員 退 職 慰 勞 引 当 金 そ の 他 負 債 合 計 純 資 産 の 部 株 主 資 本 資 本 金 資 本 剰 余 金 資 本 準 備 金 そ の 他 資 本 剰 余 金 利 益 剰 余 金 利 益 準 備 金 そ の 他 利 益 剰 余 金 別 途 積 立 金 特 別 償 却 準 備 金 繰 越 利 益 剰 余 金 自 己 株 式 評 価 ・ 換 算 差 額 等 そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 純 資 産 合 計 負 債 及 び 純 資 産 合 計	3,389,561 111,987 2,114,550 54,140 39,097 302,894 335,030 238,897 4,345 32,000 53,000 103,618 220,160 156,137 49,811 14,210 3,609,721 7,296,188 723,000 477,001 472,625 4,376 6,179,290 114,000 6,065,290 5,102,500 1,418 961,372 △83,103 134,154 134,154 7,430,343 11,040,064

損 益 計 算 書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

完 成 工 事 高		16,067,224
完 成 工 事 原 価		14,321,175
完 成 工 事 総 利 益		1,746,048
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		569,354
営 業 利 益		1,176,694
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	48	
受 取 配 当 金	16,206	
受 取 賃 貸 料	52,465	
業 務 受 託 料	13,680	
受 取 出 向 料	29,001	
売 電 収 入	1,856	
そ の 他	2,709	115,967
営 業 外 費 用		
賃 貸 費 用	6,673	
売 電 費 用	1,393	
そ の 他	78	8,145
経 常 利 益		1,284,516
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	913	913
税 引 前 当 期 純 利 益		1,283,603
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	408,467	
法 人 税 等 調 整 額	△9,660	398,807
当 期 純 利 益		884,796

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

項 目	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合 計
					別 積 立 金	途 金	特別償却 準 備 金	繰越利益 剰 余 金	
当 期 首 残 高	723,000	472,625	4,376	477,001	114,000	4,702,500	2,837	621,865	5,411,203
当 期 変 動 額									
特別償却準備金の取崩							△1,418	1,418	－
別途積立金の積立						400,000		△400,000	－
剰余金の配当								△146,708	△146,708
当 期 純 利 益								884,796	884,796
自己株式の取得									
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									
当期変動額合計	－	－	－	－	－	400,000	△1,418	339,506	738,087
当 期 末 残 高	723,000	472,625	4,376	477,001	114,000	5,102,500	1,418	961,372	6,179,290

項 目	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 本 計	そ の 他 有 価 証 券 金 評 価 差 額	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△83,103	6,558,101	21,034	21,034	6,579,135
当 期 変 動 額					
特別償却準備金の取崩		－			－
別途積立金の積立		－			－
剰余金の配当		△146,708			△146,708
当 期 純 利 益		884,796			884,796
自己株式の取得		－			－
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			113,120	113,120	113,120
当期変動額合計	－	738,087	113,120	113,120	851,208
当 期 末 残 高	△83,103	7,296,188	134,154	134,154	7,430,343

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

イ. 子会社株式

移動平均法による原価法

ロ. その他有価証券

・時価のあるもの

事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産

イ. 未成工事支出金

個別法による原価法

ロ. 材料貯蔵品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	30～47年
----	--------

② 無形固定資産

・自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ 長期前払費用

定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 完成工事補償引当金

完成工事に係るかし担保の費用に備えるため、当事業年度の完成工事高に対する将来の見積補償額に基づいて計上しております。

③ 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。

なお、当事業年度末手持工事のうち損失が見込まれる工事はありません。

④ 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

⑤ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末の退職給付債務（簡便法による期末自己都合要支給額）を計上しております。

⑥ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当事業年度末の要支給額を計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

完成工事高の計上は、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

② 消費税等の会計処理

消費税等に相当する額の会計処理は、税抜方式によっております。

③ 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

当社が構成員となっている特定建設工事共同企業体については、出資割合等に基づいて当社の会計に組み込む処理によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度から適用し、個別注記表に「3. 会計上の見積りに関する注記」を記載しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

工事進行基準による収益認識及び工事損失引当金

当事業年度の計算書類に計上した金額

工事進行基準による完成工事高	15,804,826千円
工事損失引当金	－千円

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 326,393千円

(2) 保証債務

下記の得意先の分譲マンション販売に係る手付金等受領額に対して、信用保証会社へ保証を行っております。

昭和住宅㈱ 417,450千円

(3) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

短期金銭債務 9,315千円

(4) 偶発債務

当社は、2019年10月31日付（訴状送達日：2019年11月23日）で東日本高速道路株式会社から損害賠償金として2億554万8千円並びに遅延損害金の支払いを求める訴訟の提起を受けており、その後、2021年1月21日付で損害賠償金2億4,583万1千円並びに遅延損害金の支払いを求めるに変更する「訴えの変更申立書」が提出されております。

本件訴訟は、東日本高速道路株式会社が、当社に対し発注した遮音壁工事の透光性遮音板のひび割れについて、瑕疵担保に基づく損害賠償の支払いを要求したものであります。

当社は、訴訟におきまして、当社の正当性が受け容れられるよう主張していく方針であります。

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

完成工事原価	146,827千円
販売費及び一般管理費	4,080千円
営業取引以外の取引による取引高	52,101千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 の株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 の株式数(株)
普通株式	164,585	—	—	164,585

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	16,207千円
退職給付引当金	47,746千円
役員退職慰労引当金	15,232千円
投資有価証券評価損	52,604千円
ゴルフ会員権評価損	17,572千円
土地評価損	26,529千円
その他	44,351千円
繰延税金資産小計	220,244千円
評価性引当額	△96,834千円
繰延税金資産合計	123,409千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△23,250千円
その他	△624千円
繰延税金負債合計	△23,875千円
繰延税金資産の純額	99,534千円

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

種 類	会社等の名称	資 本 金 (千円)	事業の内容	議 決 権 の 所 有 (被所有)割合(%)	関 係 内 容		取引の内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
					役員 の 兼 任	事業上 の 関 係				
子会社	ケミカル運輸 株 式 会 社	50,000	一般貨物自 動車運送及 び貨物運送 取 扱 事 業	100.0 (-)	兼任 3名	-	業務受託料	8,880	-	-
							受取出向料	13,821	-	-
子会社	株 式 会 社 SUKOYAKA	40,000	メンテナ ンス事業及 び建設事 業等	100.0 (-)	兼任 2名	-	業務受託料	4,800	-	-
							受取出向料	15,179	-	-

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 業務受託については、当社が子会社の総務及び経理業務の全般を受託しており、受託料については、これらの役務を提供するために必要な全社費用のうち、子会社分として合理的な基準に基づき案分計算をし、決定しております。
2. 出向者の人件費については、当社における当該者の給与、賞与及び社会保険料等を勘案して合理的に見積もり、決定しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- ① 1株当たり純資産額 1,012円94銭
- ② 1株当たり当期純利益 120円62銭

(注) 上記の金額は、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

10. その他の注記

該当事項はありません。

(注) 連結計算書類及び計算書類の金額は、1株当たり情報に関する注記を除き、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月18日

株式会社 ソネック
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
神戸事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊 東 昌 一 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉 村 康 弘 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ソネックの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ソネック及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月18日

株式会社 ソ ネット
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
神戸事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊 東 昌 一 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉 村 康 弘 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ソネットの2020年4月1日から2021年3月31日までの第81期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第81期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月24日

株式会社ソネック 監査役会

常勤監査役	原	修	一	ⓐ
社外監査役	久	英	之	ⓑ
社外監査役	小	野	邦	Ⓒ
社外監査役	尾	野	俊	Ⓓ

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、経営体質強化の観点から内部留保に意を用いつつ、業績と配当性向などを勘案し株主の皆様へ安定配当を行うことを基本方針としており、剰余金の処分につきましては、以下のとおりとさせていただきますと存じます。

1. 期末配当に関する事項

第81期の期末配当につきましては、上記の方針を踏まえ、株主の皆様の長年のご支援にお応えすべく、1株につき30円とさせていただきますと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその額

当社普通株式	1株につき金30円	総額	220,062,450円
--------	-----------	----	--------------

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2021年6月28日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

内部留保につきましては、将来の事業展開に備えた経営基盤の強化を図るため、以下のとおりとさせていただきますと存じます。

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金	620,000,000円
---------	--------------

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金	620,000,000円
-------	--------------

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役7名（全員）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位、担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
1	ふく しま こう いち 福 島 孝 一 (1956年3月22日生)	1978年4月 当社入社 2003年10月 当社営業部担当部長 2004年6月 当社取締役営業担当 2005年4月 当社取締役営業部長 2006年6月 当社常務取締役営業部長 2008年6月 当社専務取締役営業部長 2012年1月 当社取締役副社長 2012年6月 当社代表取締役社長 2014年4月 当社代表取締役社長兼営業本部長 2015年12月 当社代表取締役社長（現任）	17,000株
<p><取締役候補者とした理由> 福島孝一氏は、入社以来、主に建築業務及び営業関連業務に携わり、現場に精通した豊富な経験・知識と高い専門能力を有するとともに、2012年の代表取締役就任以降、当社の経営にあたり、当社における豊富な業務経験と事業経営に関する知見を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
2	たか しま わたる 高 島 理 (1964年7月24日生)	1987年4月 当社入社 2014年4月 当社営業部担当部長 2015年12月 当社営業部長 2017年4月 当社営業部長兼リニューアル部長 2017年6月 当社執行役員工務部長 兼リニューアル部長 2019年6月 当社取締役工務部長 兼リニューアル部長 2020年6月 当社取締役 兼株式会社SUKOYAKA 代表取締役社長（現任）	17,400株
<p><取締役候補者とした理由> 高島理氏は、入社以来、主に建築業務及び営業関連業務に携わり、現場に精通した豊富な経験・知識と高い専門能力を有するとともに、工務部長兼リニューアル部長、株式会社SUKOYAKAの代表取締役社長を経験し、当社および建築業界における豊富な業務経験と事業経営に関する知見を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日) 名	略歴、当社における地位、担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当社株式の数
3	やま もと たか ひろ 山 本 貴 弘 (1970年6月23日生)	1993年4月 当社入社 2015年4月 当社営業部次長 2018年4月 当社営業部担当部長 2019年4月 当社執行役員営業部長 2020年6月 当社取締役営業部長 (現任)	10,100株
<p><取締役候補者とした理由> 山本貴弘氏は、入社以来、営業関連業務に携わり、豊富な経験・知識と高い専門能力を有するとともに、2020年6月からは取締役営業部長として当社の営業部門を統括しており、当社における豊富な業務経験と事業経営に関する知見を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
4	※ こう さい とし かづ 香 西 利 計 (1971年9月10日生)	1994年4月 当社入社 2016年12月 当社大阪支店長 2017年4月 当社営業部次長兼大阪支店長 2019年4月 当社執行役員営業部部长 (現任)	2,800株
<p><取締役候補者とした理由> 香西利計氏は、入社以来、主に土木業務及び営業関連業務に携わり、豊富な経験・知識と高い専門能力を有するとともに、2019年4月からは執行役員営業部部长を経験し、当社における豊富な業務経験と事業経営に関する知見を有していることから、新たに取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
5	<社外> じょう こう あきら 上 甲 晃 (1941年10月31日生)	1978年10月 松下電器産業(株) (現パナソニック(株)) 電子レンジ事業部販売課長 1981年10月 (財)松下政経塾 理事・塾頭 1995年10月 松下電器産業(株) (現パナソニック(株)) 副理事 1996年5月 (株)志ネットワーク社設立 代表取締役 (現任) 1997年4月 「青年塾」設立 塾長 (現任) 2015年6月 当社取締役 (現任)	7,000株
<p><社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要> 上甲晃氏は、(財)松下政経塾、青年塾での経歴及び(株)志ネットワーク社での企業経営者としての豊富な見識と経験を有しており、引き続き当該知見を活かし、特に人材育成についての専門的な助言をいただくこと、また取締役の職務執行に対する適切な監督などを期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日) 名	略 歴、当 社 に お け る 地 位、担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
6	<社外> い な だ ゆ た か 稲 田 豊 (1955年11月4日生)	1978年4月 関西電力㈱入社 2006年6月 同社お客さま本部副本部長 2009年6月 同社執行役員姫路支店長 2011年6月 同社取締役電気事業連合会理事・事務局 長 2012年6月 ㈱きんでん常任監査役 2015年6月 ㈱関電アメニックス代表取締役社長 (現任) 2016年6月 当社取締役 (現任)	一株
<社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要> 稲田豊氏は、長年にわたる企業経営者としての豊富な見識と経験を有しており、引き続き当該知見を活かし、経営の監督と経営全般への助言をいただくこと、また取締役の職務執行に対する適切な監督などを期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 社外取締役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
- (1) 上甲晃氏及び稲田豊氏は、社外取締役候補者であります。
 - (2) 上甲晃氏及び稲田豊氏は、現在、当社の社外取締役であります。それぞれの社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって上甲晃氏が6年、稲田豊氏が5年となります。
 - (3) 当社は、上甲晃氏及び稲田豊氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合には、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。
 - (4) 当社は、上甲晃氏及び稲田豊氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が再任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役 原 修一氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

ふりがな氏 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
はら しょういち 原 修 一 (1957年9月4日生)	1980年4月 当社入社 2000年4月 当社経営管理部課長 2006年4月 当社経営管理部次長 2011年4月 当社経営管理部部長 2017年6月 当社常勤監査役(現任)	34,300株
＜監査役候補者とした理由＞ 原修一氏は、入社以来、主に管理部門を担当しており、長年にわたる財務経理部門での豊富な業務経験を当社の監査に反映していただくため、引き続き監査役として選任をお願いするものであります。		

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、原修一氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、原修一氏の再任が承認された場合には、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。

第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任されます渡辺健一氏、清水省己氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社所定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等につきましても、取締役会にご一任したいと存じます。

本議案は、当社においてあらかじめ取締役会で定められた取締役個人別の報酬等の内容に係る決定方針及び社内規程に沿って取締役会で決定しており、相当であると判断しております。

当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は事業報告10ページに記載のとおりであります。

退任取締役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
わたなべ けんいち 渡辺 健一	2012年6月 当社取締役会長就任 2017年6月 当社取締役相談役 現在に至る
しみず せい己 清水 省己	2011年6月 当社取締役就任 2015年6月 当社常務取締役 2018年6月 当社専務取締役 2019年6月 当社取締役 現在に至る

以上

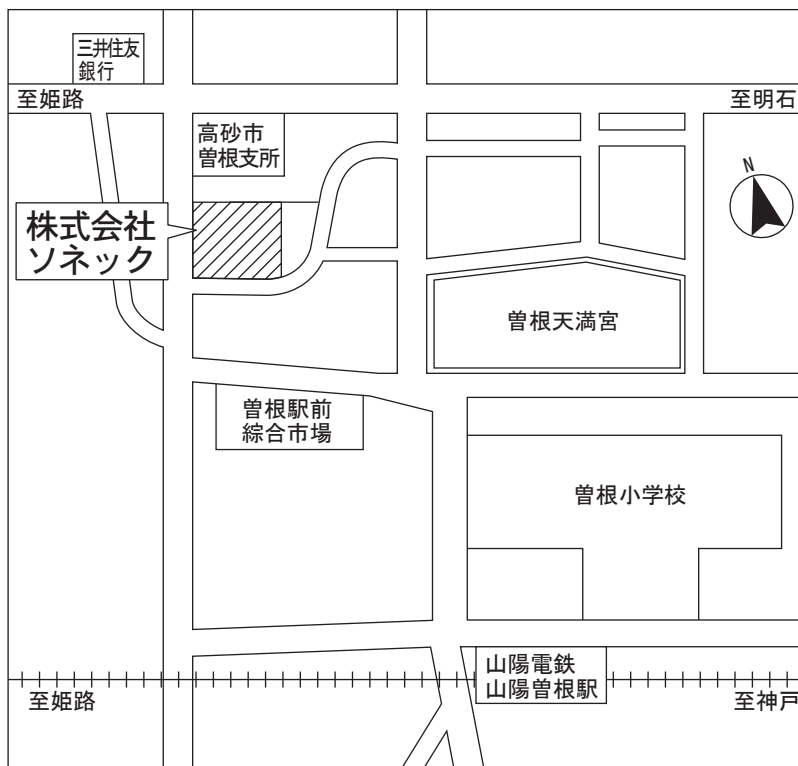
株主総会会場ご案内略図

会 場 兵庫県高砂市曾根町2257番地の1

当社本店3階会議室

電 話 079-447-1551

最寄駅 山陽電鉄・山陽曾根駅



◎駐車場の収容台数が少ないため、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。